

令和 8 年度固体廃棄物処分の安全評価手法開発に係る労働者派遣契約

仕様書

令和８年度固体廃棄物処分の安全評価手法開発に係る労働者派遣契約 仕様書

1. 目 的

本仕様書は、福島第一原子力発電所の事故廃棄物の処理・処分にに関する研究開発における固体廃棄物処分の安全評価手法の開発に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) 固体廃棄物処分の安全評価手法開発に係る業務

- ① 廃棄体からの核種浸出挙動及びバリア材等への核種の収着挙動、拡散挙動に関する国内外の文献調査及び調査結果の取りまとめ
- ② 廃棄体からの核種浸出試験、収着試験、拡散試験等の実施及び結果の取りまとめ
- ③ ①②の結果等に基づく固体廃棄物処分の安全評価に関する評価手法の開発

(2) 業務に用いる試験施設及び設備の運転保守管理に係る業務

- ① 調査及び試験実施に必要な施設・設備・装置の管理（運転、点検を含む）
- ② 薬品及び資機材の管理作業
- ③ 実験室、居室の保安管理に関する作業
- ④ 廃棄物の管理に関する作業

(3) 成果報告書等の文書作成・報告・管理に係る業務

- ① 成果報告書や学会発表等の成果発信に向けた資料作成・報告作業
- ② 事業実施に関する試験計画書作成及び修正・更新作業
- ③ 事業実施に関する文書作成等の事務作業
- ④ 保安・点検記録の作成・管理作業
- ⑤ 試験結果や解析結果に係る文書や電子データの管理作業

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるとおりとする。

(1) 技術的要件

- ・ 固体廃棄物処分の安全評価に関する試験（固化体からの核種浸出試験、収着試験、拡散試験等）を実施する上で必要な知識と経験及び試験実施に必要な設備、装置等についての運転・保守管理等に関する業務経験を有すること。
- ・ 放射性同位元素の濃度測定等の経験を有し、放射線業務従事者の指定を受けられること。
- ・ 業務実施に必要な、次の資格を有していること。
危険物取扱者甲種または乙種４類、有機溶剤作業主任者技能講習修了、特定化学物質等作業主任者技能講習修了
- ・ 国内外の学術雑誌等に関する文献を検索し、英文を含む学術論文の読解が可能であること。
- ・ Microsoft Word・Excel・PowerPoint 等により書類作成・印刷等の操作が可能であり、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフ作成を行うこと可能であること。

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・ 比較的高度な作業を滞りなく迅速に処理できる。
- ・ 特定の専門知識や経験に基づき、作業上の特殊な条件変化に対応できる。
- ・ 職員と協調し、責任をもって業務を遂行できる。

- ・機構及び当グループに与えられた役割を理解し、ルール等を遵守しながら適切に業務を遂行できる。

(3) 条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
BE 資源・処分システム開発部 核種移行研究グループ

5. 就業場所

派遣労働者

(住所) 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

地層処分基盤研究施設

地層処分放射化学研究施設

その他、指揮命令者と協議して定めた場所

TEL : 029-287-0928

なお、日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、原子力機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

BE 資源・処分システム開発部 核種移行研究グループリーダー

TEL : 029-282-1133（内線 67500）

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他原子力機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、原子力機構の業務の都合により、休日労働を行わせることができる。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8 時 3 0 分から 1 7 時まで

(2) 休憩時間 1 2 時から 1 3 時まで

原子力機構の業務の都合により就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、原子力機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

1 0. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 労務課長

1 1. 派遣人員

1 名

1 2. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

1 3. 提出書類（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他契約上必要となる書類

1 4. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 5. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であり高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、関係法令及び原子力機構の規程等を遵守し、安全性に配慮し、業務を遂行し得る能力を有する者を派遣すること。
- (2) 本業務の都合により出張・外勤を命ずることがある。この場合の旅費については、契約書別紙に定める費用を原子力機構が負担する。
- (3) 保安規定等の適用施設で業務に従事する場合は、指揮命令者を介して、施設管理者等の指示に従うものとする。
- (4) 本業務に関係して事故・トラブルが発生した場合、その収束・対応作業を命ずることがある。収束・対応作業の内容は、別途協議の上決定する。

以 上